

## 山北町一般競争及び指名競争入札に係る郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する一般競争及び指名競争入札の方法により契約を締結しようとする工事、物件調達、委託及び賃貸借等について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札の公告又は通知（以下「通知書等」という。）において指定するものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及びその他通知書等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を通知書等で指定する方法で指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。また、入札書等の郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 入札書等郵送後の辞退は、開札日の前日までに入札辞退届を郵送又は持参することにより行うものとする。

(入札回数)

第4条 入札回数は1回とする。

(開札)

第5条 郵送入札の開札は、あらかじめ指定した日時および場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 通知書等で指定する方法以外で郵送された入札

(2) 通知書等で指定する期日より後に到達した入札

- (3) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (4) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札
- (5) 同一入札について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件等に違反した入札  
(同価格入札の取扱い)

第7条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2名以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(入札結果の通知)

第8条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第9条 郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めたときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。